

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和 8 年 8 月 3 1 日

国営昭和記念公園事務所長 辻本 慎太郎

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成 28 年 3 月 22 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法）に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価（認定企業等を加点）する対象案件です。

1. 当該招請の主旨

本件は、国営東京臨海広域防災公園の「そなエリア東京」防災体験学習設備（以下「当該設備」という。）に機能障害が発生した際の当該設備の修理に関する公示である。

修理とは設備の「機能・性能」を「復旧・回復」させるために行う作業であり、故障原因の追及・対処だけでなく、当該設備内の他の部分や同一設備で障害が発生する可能性の有無の検討や対策の立案を含むものであり、単に部品交換を行うだけのものではない。

当該設備は、国営東京臨海広域防災公園の業務目的を達成するために必要な「機能・性能」を定めた仕様書等に基づき、設計・開発・製作・納入したものである。

これらのことから、本修理の遂行にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の者を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本修理の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の者との契約手続に移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の者と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

２．業務概要

(1) 業務名 R 8 有明不具合設備修理

(2) 業務内容 「そなエリア東京」防災体験学習設備の修理。
対象設備は、別紙１「件名・修理対象設備一覧表」のとおり。

(3) 履行期間 修理予定者の特定日当日から令和９年３月３１日

３．業務目的

本業務は、国営東京臨海広域防災公園の当該設備に機能障害が発生し修理が必要となり、別途契約手続きを行った際は、当該設備の修理を行うものである。

修理の履行に際しては、故障原因の追及・対処だけでなく、当該設備内の他の部分や同一設備で障害が発生する可能性の有無の検討や対策の立案等を行うこととする。

４．参加者に求める応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号) 第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

② 設備ごとに必要とする以下の何れかの競争参加資格を有すること。

ア. 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）令和 07・08 年度一般競争（指名競争）参加資格のうち定期受付において建築工事に認定されている者であること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。

イ. 令和 07・08・09 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお「競争参加者の資格に関する公示」（令和 7 年 3 月 31 日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

ウ. 令和 07・08・09 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお「競争参加者の資格に関する公示」（令和 7 年 3 月 31 日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。

④ 関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 説明書の交付を直接受けた者であること。
- ⑦ 参加意思確認書を提出しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

I 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

II 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし(ア)については、会社等(会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- i 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

- ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ii 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- iv 組合の理事
- v その他業務を執行する者であって i から iv までに掲げる者に準ずる者

（イ） 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

（ウ） 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（2）技術力に関する要件

- ① 設備ごとに検査・試験等に関する自らの体制を証明できること。
- ② 発注者からの修理に関する問い合わせに対応できる体制等が整っていること。

（3）業務執行体制に関する要件

- ① 業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請負わせてないこと。
- ② システム及びサーバにおいて、予期せぬ事態・障害が発生した場合は、夜間及び休日に関わらず、業務が行え

ること。

- ③ 緊急時及び障害発生時等に対応するため、監督職員と修理技術者との連絡が常に確保できる体制を維持できること。

(4) 業務実績に関する要件

設備ごとに平成 27 年度以降に完了した同種設備の修理、製造又は工事（設備の製作又は改造を含むものに限る）の実績を有すること。

(5) 配置予定技術者に関する要件

修理に当たっては修理技術者を配置すること。

なお、修理技術者は専任の義務を要さない。

修理技術者は、設備ごとに次の①から④のいずれかの条件を満たすこと。ただし、実務経験とは、(4)実績に関する要件に示す実務経験であること。

- ① 学校教育法による大学、短期大学または高等専門学校又は専門課程を置く専修学校（専門学校）において建築又は電気工学に関する学科を修めた者で、卒業後 3 年以上の実務経験を有する者であること。
- ② 学校教育法による高等学校において建築又は電気工学に関する学科を修めた者で、卒業後 5 年以上の実務経験を有する者であること。
- ③ 上記①及び②以外の者で、7 年以上の実務経験を有する者。
- ④ 以下のいずれかの資格を有する者であること。
一級建築士、二級建築士、一級建築施工管理技士、二級建築施工管理技士、一級電気工事施工管理技士、二級電気工事施工管理技士、第一種電気工事士、第二種電気工事士、第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者、第三種電気主任技術者のいずれか。

配置予定修理技術者として複数名を予定している場合は、配置予定修理技術者ごとに指定様式へ記載して提出するこ

と。

なお、複数名を提出した場合は、最も評価の低い者を評価対象とする。

修理に際して修理技術者を変更する場合は、上記の条件を満たし、かつ、当初の配置予定修理技術者と同等以上の者に限る。

5. 手続等

(1) 担当部局

①契約関係

〒190-8558 東京都立川市緑町 3173

国営昭和記念公園事務所 総務課経理係

電 話：042-524-4924 内：223

F A X：042-524-1535

電子メール：ktr-kt8930@gxb.mlit.go.jp

②技術関係（特記仕様書等の照会先）

〒190-8558 東京都立川市緑町 3173

国営昭和記念公園事務所 調査設計課調整係

電 話：042-524-1089 内：344

F A X：042-526-1466

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①交付場所及び方法

交付を希望する者には、郵送（着払い・希望者の負担）又は、窓口で紙面での交付を行う。郵送を希望する者は、上記(1)①に申し出ること。

ただし、電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め上記(1)①に事前連絡を行うこと。

また、電子データでの交付を希望する者には、電子メールにより電子データを交付するので、上記(1)①に電子メールにて依頼を行うこと。

②窓口での交付期間

令和8年8月31日（月）から令和8年9月11日（金）ま

での土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日）を除く毎日、8 時 30 分から 17 時 15 分まで（最終日は 16 時まで）とする。

- (3) 参加意思確認書の提出期限並びに提出場所
及び方法

提出期限：令和 8 年 9 月 11 日（金）16 時 00 分

提出場所：上記(1)①に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、若しくは電子メールによる。

なお、押印を省略する場合は「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を参加意思確認書に必ず記載すること。

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口

5. (1)に同じ。

- (3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限

令和 8 年 10 月 13 日（火）16 時 00 分

- (4) 本公示の応募要件は、上記 4. (1)②ア. に掲げる令和 07・08 年一般競争（指名競争）参加資格、及び上記 4. (1)②イ. ウ. に掲げる令和 07・08・09 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）については、競争参加資格を有していない者も 5. (3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合に、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出期限の日において、当該資格の認定を受けていなければならない。

- (5) 契約締結日及び履行期間開始日は令和 8 年 10 月 30 日とする。

- (6) 詳細は説明書による。

件名・修理対象設備一覧表

件名	設備名称	規格等	設置場所	設備施工者
R8有明不具合設備 修理	そなエリア東京 防災体験学習設備	展示内装	国営東京臨海広域防災公園	株式会社丹青社
		音響機器	国営東京臨海広域防災公園	
		プロジェクター	国営東京臨海広域防災公園	
		演出装置	国営東京臨海広域防災公園	
		照明装置	国営東京臨海広域防災公園	
		センサー	国営東京臨海広域防災公園	
		プログラムタイマー	国営東京臨海広域防災公園	
		再生機	国営東京臨海広域防災公園	
		モニター	国営東京臨海広域防災公園	
		監視システム(カメラ)	国営東京臨海広域防災公園	
		パソコン	国営東京臨海広域防災公園	
		スイッチ	国営東京臨海広域防災公園	